

福岡県環境影響評価条例の一部改正について

1 福岡県環境影響評価条例の概要

環境影響評価法（平成9年法律第81号）を踏まえ、国の環境影響評価施策と一体となった環境行政の更なる推進のため、環境影響評価の対象となる事業及び事業規模の範囲を拡大して、環境影響評価制度の充実を図っている。

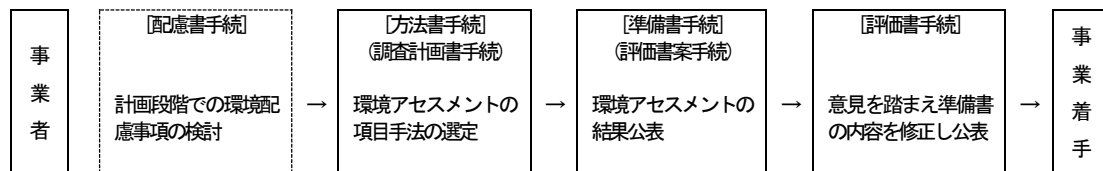
2 条例改正の理由

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和3年法律第54号）により、地域脱炭素化促進事業(※)を行おうとする事業者が、その実施に関する計画を作成し、当該計画が市町村の地方公共団体実行計画に適合すること等について市町村の認定を受けることができる制度が導入され、当該認定を受けた事業については環境影響評価法に基づく計画段階環境配慮書（以下「配慮書」という。）に係る手続を省略する特例が定められた。

そこで、条例においても、法に準じ同様の特例を定める必要が生じた。

※ 太陽光等の再生可能エネルギーを利用した地域の脱炭素化のための施設（地域脱炭素化促進施設）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業

【参考】環境影響評価手続の流れ



3 条例改正の概要

事業者が市町村の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行う地域脱炭素化促進施設の整備（県の基準に基づき市町村の地方公共団体実行計画において定められた促進区域内において行うものに限る。）については、配慮書に係る手続を要しないものとしたもの。

4 施行期日

令和5年4月1日